

《令和3年度 各種援護制度案内一覧》

No.13

制度名	募集基準	奨学金額	給付/貸与	学校への申出期限	対象学年	備考欄
1 アフラック小児がん経験者 がん遺児奨学金制度	<p>【小児がん経験者のための奨学金制度】</p> <p>①18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする者</p> <p>②令和4年4月時点において高等学校に在学予定の者</p> <p>③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えない者</p> <p>【がん遺児のための奨学金制度】</p> <p>①「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的な理由により援助を必要とする者</p> <p>②令和4年4月時点において高等学校に在学予定の者</p> <p>③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えない者</p> <p>④直近の学習成績が評定平均値3.5(5段階評価)以上の者</p>	月額2万円	給付	12月17日(金)	第1・2学年	<p>➢申請を希望される方には申請書類や募集基準の詳細をお伝えしますので、令和4年2月末日(消印有効)までに申し込んでください。</p> <p>➢世帯人数に基づいて所得基準があります。</p> <p>➢所得証明書、医師の診断書が必要となります。</p> <p>➢他奨学金との併用可です。</p>
2 公益財団法人 本庄国際奨学財団 高校生・高専生対象奨学金	<p>以下のいずれにも該当すること</p> <p>①日本の国公立大学(短大は除く)へ進学を希望する者</p> <p>②高校1年時の評定平均が4.0以上</p> <p>③家庭の経済状況または本人の生活状況が次のいずれかに該当する者</p> <p>・主な家計支持者が給与所得者の場合、年間の収入が550万円以下</p> <p>・主な家計支持者が個人事業主の場合、年間の所得が250万円以下</p>	月額5万円	給付	2月25日(金)	第1学年	<p>➢募集人数は全国で10名で、面接選考があります。</p> <p>➢応募の詳細は、財団ホームページ(https://www.hisf.or.jp/)で確認できます。</p> <p>➢手書きの課題作文(800字以内)、所得証明書、推薦書等が必要となります。</p> <p>➢高校2年から大学4年までの6年間支給されます。</p>
3 公益財団法人 キーエンス財団 給付型奨学金	<p>①令和4年4月に日本の大学に入学する者(4年制の学部・学科生に限る。ただし通信教育課程及び夜間学部生、並びに留学生を除く)</p> <p>②令和4年4月1日現在、20歳以下である者</p> <p>③経済的な支援を必要とする者</p> <p>④募集人数は、全国で500名程度</p>	月額8万円	給付		第3学年	<p>➢希望者は、キーエンス財団HP(https://www.keyence-foundation.or.jp/)より直接応募してください。</p> <p>➢【一次選考】小論文 【二次選考】小論文、調査書、所得証明書等が必要になります。</p> <p>➢日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について(併用とは、キーエンス財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給すること)</p> <p>【併用可】・貸与型奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の修学支援制度による授業料減免 ・大学独自制度の授業料減免または免除 ・海外留学支援に奨学金 <p>【併用不可】・返済不要の給付型奨学金(ただし、他の給付型奨学金に応募している場合でもキーエンス財団の奨学金に応募することは可ですが、両方の奨学金に採用され場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。)</p>

※ 申請を希望する場合は、「学校への申出期限」までに事務局担当(TELの場合は0774-23-5030)まで御連絡ください。

※ 各制度の要項等を参照の上、他の奨学金との併給の可否に注意してください。